

(別添 1)

偽造キャッシュカード問題に関する実態調査結果の概要

1. 調査対象

- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び全国労働金庫協会が会員に対して実施している偽造キャッシュカード被害に関するアンケートにおいて、平成 16 年 9 月以前に発生したものとされている全被害 231 件（銀行 218 件、信用金庫等 13 件）について、各金融機関から任意報告を求めた結果、被害口座を有する 33 金融機関から 208 件（銀行 199 件、信用金庫等 9 件）の回答を得た。

(参考)

(件、百万円)

	全銀協調べ	全信協等調べ	金融庁調べ
被害件数(～16/9)	218	13	208
被害総額(～16/9)	764	18	803
金融機関数	—	—	主要行等 10 地銀 12 第二地銀 4 信金等 7

(注 1) 金融庁調べと全銀協調べ等の差異は、主として以下の理由による。

- ① 各金融関係団体の調査後に、追加の被害が判明したもの。又は、偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明したもの
- ② 預金引出しとカードローン被害が別途計上されていたものを名寄せしたもの
- ③ 出金金融機関と口座所在金融機関で二重計上されていたもの

(注 2) 全信協等調べの内訳は、全国信用金庫協会 10 件 (15 百万円)、全国信用組合中央協会 1 件 (0 百万円)、全国労働金庫協会 2 件 (3 百万円)。

2. 主な調査結果

(1) 被害の状況

- ① 年度別、業態別の分布状況：(表 1)

16 年度上半期だけで、件数ベースで前年度の 1.4 倍、金額ベースで 1.6 倍に急増している。業態別にみると、件数ベースで主要行が全体の 72%、

地方銀行が21%、金額ベースで主要行が全体の82%、地方銀行が14%となっている。

② 個別被害額の分布状況：(表2)

件数ベースでは、被害額100万円以下が全体の40%、被害額100～500万円が43%、500万円超が17%を占めている。他方、金額ベースでは、被害額100万円以下が全体の3%、被害額100～500万円が29%、500万円超が67%を占めている。中でも、1,000万円超は、全体の被害総額の49%を占めている。

③ 引出しの状況：

(ア) 時間帯、CD・ATM(以下「ATM」という)の設置形態による特徴：(表3-1、表3-2、表3-3)

- ATMの設置形態ごとにみると、
 - (a) 引出し回数ベースは、自行、他行、コンビニの各ATMがほぼ3分の1ずつとなっているのに対し、
 - (b) 金額ベースでは自行ATMが67%と最も多く、銀行ATM全体では90%となっている。
- 時間帯ごとにみれば、
 - (a) 引出し回数ベースでは0時～1時に全体の22%、9時～10時に10%が集中している。
 - (b) 金額ベースでは9時～10時が全体の19%、次いで0時～1時が12%となっている。
- 銀行ATMについていえば、8時～18時の引出しが回数ベースで66%、金額ベースで66%を占めている。
- コンビニATMについては、23時～2時の引出しが回数ベースで76%、金額ベースで78%を占めており、深夜に集中している。
- なお、1回目の引出しに限れば(回数ベース)、そのほとんど(95%)は銀行ATMで行われており、9時～18時の引出しが全体の61%を占めている。

(イ) 引出しの地理的分布状況(引出し回数ベース)：(表4-1、表4-2)

全国を10ブロックに区分して、引出しの地理的分布状況をみたところ、口座所在地が関東であるケースが全体の引出し回数の90%を占めており、次いで東海(6%)、近畿(2%)であった。口座所在地が関東であるケースについて、その内訳を現金引出し地別にみると、最も多かったのは関東(口座所在地が関東であるもののうち64%)、次いで近畿(29%)であった。

(ウ) 引出し回数(被害1件あたり)：(表5-1、表5-2)

5回以下が全体の73%、6～10回が16%、11～50回が10%を占めている。

また、被害額ごとに引出し回数をみると、被害額が大きいほど引出し回数が増加する傾向にある。

(エ) 引出しのパターン：

引出しパターンについては、一定額を繰り返し多数回引き出す単純なものだけではなく、意図的に引出し額を変更していると思われるものもあった。

(オ) 引出しの所要日数：(表6)

引出しの所要日数をみると、1日が全体の74%、2日が15%、3日が6%と3日以内のもので全体の95%を占めている。

(カ) 1日の引出し額：(表7)

1日の引出し額をみると、100万円未満が全引出し日数(延べ数)の30%、100~200万円が20%、200~500万円が40%、500万円以上は10%であり、100万円以上が全体の70%、200万円以上が全体の51%を占めている。

(キ) 1回あたりの引出し額：(表8-1、表8-2、表8-3)

ATM形態別にみると、全体では、自行ATMでの引出しが38%、他行ATMが29%、コンビニATMが32%であるが、1回あたり100万円以上の引出しに限れば、98%の引出しが自行ATMでなされている。また、引出し手段別にみると、全体では、現金による引出しが93%、振込による引出しが4%であるが、同様に1回あたり100万円以上の引出しに限れば、20%が振込によっている。

さらに1回あたり100万円以上の引出しについて、被害額1,000万円以上の高額被害とそれ以外について比較すると、いずれもほとんどの引出しは、自行ATMでなされている点では共通している(被害額1,000万円以上で100%、1,000万円未満で96%)。

他方、1回あたり100万円以上の引出しについて、引出し手段別にみると、高額被害(被害額1,000万以上)については振込が100万円以上の引出し数の34%を占めているのに対して、それ以外についてみると振込は6%であり、高額被害ほど振込による被害が多い傾向にある。

(ク) 引出しに利用されたATMの管理主体別：(表9)

被害にあった口座が所在する金融機関は33金融機関であり、実際に不正引出しが行われた出金ATMを管理している金融機関は41金融機関であった。うち自らには被害口座がなく、他の金融機関の口座の引出しのみがなされたものは22金融機関と、出金金融機関全体の54%を占めている。

④ 使用されたカード：(表10)

回答のあったもののうち、他行カードをベースにした偽造が46%と最

も多く、次いでホワイト・カード（27%）が多かった。

（2）被害の発生の要因や拡大の原因等

① スキミング等の心当たりのある場所：（表 1 1）

不明なケースが大半（71%）であるが、心当たりのある場所として挙げられているものとしては、ゴルフ場（68%）が最も多く、次いでサウナ・マッサージ等（17%）が多かった。

② 発覚の端緒：（表 1 2）

顧客の申し出による場合が大半（87%）である。

③ 被害者が被害に気づくまでの日数：（表 1 3）

3日以内が全体の25%、4～7日が27%、8～14日が17%、15～29日が18%、30日以上のもものが13%であった。

④ 暗証番号の状況：（表 1 4）

暗証番号について、生年月日等が全体の41%、不明なケースを除けば57%に上っている。

（3）被害発生後の対応

① 預金者への補償：（表 1 5 - 1、表 1 5 - 2）

一部補償も含めれば、208件のうち、18件において預金者への補償がなされている。補償がなされていない理由については、不明なものを除けば、偽造の経緯が不明であるとするものが63%と最も多く、次いで進展を待つ（24%）、預金者の暗証番号管理（9%）の順であった。

② 金融機関からの被害届の提出状況：（表 1 6 - 1、表 1 6 - 2）

銀行からの被害届は全体の10%が未提出である。ただし、全銀協申し合わせ（平成16年6月22日）以後に限れば、全件数について、被害届を提出済みであるか他行に被害届の提出を申し入れており、対応がなされている。

3. 調査結果で示された問題及び課題

○ 上記の調査結果を踏まえれば、現状において、以下の主要な課題及び問題が存在するものと考えられる。

（1）被害の発生を防止する観点

〔主として金融機関が取り組むべき課題〕

① 被害総額の抑制の観点からは、被害金額の過半を占めている大口の被害を防止することが必要である。また、比較的小口の被害も多数あること

から、被害件数の抑制のためには、小口の被害防止も不可欠である。

- ② 関東に所在する支店の預金口座に被害が集中している。これは、これまでのところ、被害は主要行に集中していることと裏腹の関係にある。スキミング等の犯罪技術の巧妙化を勘案すれば、被害が地域的には関東以外の地域に、業態的には地域銀行・信用金庫・信用組合等に拡大するおそれは否定できないため、必要な犯罪防止策をとる必要がある。

〔金融機関が顧客に対して選択肢を提供し、顧客が対応する事項〕

- 不正引出しの状況等を踏まえ、犯罪防止策を講ずるにあたっては、安全性と利便性のトレードオフの関係に留意しつつ、例えばICキャッシュカードや生体認証の導入など、顧客ニーズに即したセキュリティ向上策を講ずる必要がある。

〔顧客が対応することを期待されている事項〕

- 暗証番号については、生年月日等が、全体の約4割、不明なケースを除けば約6割に上っており、暗証番号の管理について、預金者に対する啓発等を一層進める必要がある。また、スキミング等の心当たりのあるものとしてゴルフ場、サウナ・マッサージ等が大半を占めている状況を踏まえ、日常のカード管理についても、同様の取組みが必要である。

(2) 被害を極小化する観点

〔主として金融機関が取り組むべき課題〕

- ① 預金口座開設銀行において、ATM利用限度額の引下げや、異常取引の早期発見・被害拡大防止体制の確立等の対策を講ずるにあたっては、以下の点を踏まえて対応する必要がある。
 - (ア) 屋間の銀行ATMでの引出しも相当程度なされていること。
 - (イ) 引出し回数が相対的に少ないケースが相当数に上ること。また、引出しのパターンも単純なものとは限らないこと。
 - (ウ) 引出しの所要日数は短期間(3日以内が大半)であること。
 - (エ) 1日の引出し額は、100万円以上のものが相当数に上ること。
 - (オ) 被害額が大きいケースでは、利用限度額が相対的に高い自行ATMを利用する傾向にあり、その中でも振込をより多用する傾向にあること。
- ② なお、多額の損害がごく短期間に発生した背景に、一部銀行において、ATM引出し限度額・振込限度額(以下「利用限度額」という)が無制限であることがあり、少なくとも利用限度額を早急に設定することが必須である。

- ③ 不正引出しは、回数ベースで見れば、深夜の特定時間帯のコンビニATMに集中していることから、偽造キャッシュカード等による不正引出しが疑われる場合、ATMの管理の委託先において適切な対応がなされるよう、コンビニATMの運営管理について、適切な対応を行うことが必要である。

〔金融機関が顧客に対して選択肢を提供し、顧客が対応する事項〕

- 引出しに要する日数は短期間であるのに対して、被害に気づくまでには一定の期間を要している。この状況を踏まえ、利用限度額の引き下げや異常取引を早期に顧客に通知するための仕組みの導入などにより、どのようにして被害発覚までの日数を短縮するか、どのように被害発覚までの損害を極小化するかが重要である。

(3) 被害発生後の適切な対応を行う観点

〔主として金融機関が取り組むべき課題〕

- 自らには被害口座がなく、他の金融機関の口座の引出しのみがなされた金融機関が出金金融機関全体の過半を占めている現状を踏まえ、仮に自らが被害口座を有していない場合であっても、迅速な被害届の提出、捜査に有用な情報の提供など捜査当局に対する適切な協力を行う必要がある。
- 被害にあった預金者への補償を行っている事例もあるものの、銀行によって補償の条件、範囲がまちまちである。全国銀行協会における申し合わせにおいても、「規定や法に照らした真摯な対応」が明記されているところ、少なくとも現行の約款の運用の考え方を前提とする場合であっても、被害者への丁寧な説明・対応を行う必要がある。

(以上)